## 青森市 市 税条例 0 部を改正する条例

青森市市税条例 (平成十七年青森市条例第六十二号) の 一 部を次のように改正する。

附則第六十一条の次に次の一条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る令和二年度分の国民健康保険税の減免の特例)

口

第六十一条の二 ては、 和三年三月三十一日) ナウイルス感染症 通徴収の納期限 れる令和元年度の二月分及び三月分の国民健康保険税であって、 同条第二項中 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日) の影響による第百八十二条第一項の規定による国民健康保険税 「納期限までに」とあるのは までに」とする。 「納期限 (平成二十四年法律第三十一号) (これにより難い特別の事情があると市長が認める場合には、 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの が設定されているものに限る。) (令和二年度分並びに令和二年度に 附則第一 条の二に規定する新 *(*) 減免につ 間に 賦 課 普 令 さ

附 則

施 行 期日

この条例は、 公布の日から施行する。

1

(経過 措置

2 納期限 元年度の二月分及び三月分の国民健康保険税であって、 この条例による改正後の青森市市税条例附則第六十一条の二の規定は、 (特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日) 令和二年四月一 が設定されているものについて適用する 日から令和三年三月三十一日までの間に普 令和二年度分並びに令和二年度に賦課される令 通 徴収 和